

(社)新潟県柔道整復師会 顧問弁護士(就任挨拶から)

最後に超音波診断装置、恐らく新潟でも  
大部お使いになっていると思うのですが、  
超音波診断装置をこれをお使いになっ  
ている場合に、これは一体良いのか悪いのかこ  
れに触れます。いずれ又岩手県でも問題に  
なり山形県でも問題になっており、これの  
法的解釈を説明しておきますから何か問題  
になったら会長さん達によく理解して、先  
程申し上げたようにお役所の考え方は間違っ  
ていると抵抗して下さい。

超音波診断装置それは薬事法で許可になっ  
ている装置です。従って薬事法で許可になっ  
ている装置ですから誰が使っても文句の言  
えないものなのです。この超音波診断装置、  
骨折などがはっきりしないと超音波で診断  
する。この機械は製造メーカーが薬事法の  
許可を取っておりますから、その面ではそ  
の機械そのものは使うことについて何等問  
題はないんです。問題は使うことの資格を  
持っている人が使っても良いのかというこ  
となのです。超音波診断装置というのは今  
のように一つの診断をする材料といえます  
か、診断をする手助けとして使います。で  
超音波診断装置については臨床検査技師法  
とか衛生検査技師法とかの法律でそれを  
使うことができると書いてあるのです。それ

から放射線技師法でも使ってよいと書い  
てあります。ところがそれは臨床検査技  
師とかそういう人達は医師の監督下で使う  
ことが前提でなんです。つまり独立して自  
己で診断するための使い方は許されない  
ということです。ところが柔道整復師は医師  
と歯科医師とか独立して自分の資格で、柔  
道整復師という資格で診断し検査し施術を  
できるのです。従って医師の介入はいらな  
い、医師から睨まれる立場でない資格なの  
ですから、従って柔道整復師法という法律  
で自分達が独立して診断し、あるいは検査  
することができるという資格の人が既に薬  
事法の許可を取った機械を使って何が悪い  
かということになります。

従って柔道整復師が医師と離れて独立し  
て診断装置を使っても処罰規定はございま  
せん。何等処罰する問題ではないのです。  
岩手県の方で県のお役人の方が柔道整復師が  
超音波診断装置を使うとどうなると先般ク  
レームがついたんです。そこで日整の方た  
ちが急遽いきまして私と同じ意見を述べた  
ら県の方のお役人も分かったと引っ込みま  
した。しかし同じような疑問を待ってお隣  
の山形でも同じ問題になって、あるいは新  
潟でもそういうことになりましたら会長さ  
ん私の方によく話をして下さい。日整の方  
には今のような僕が述べた超音波診断の使  
用についてということで、法律上の意見を

ちゃんと答申しております。それをもって  
県の方へこのとおりだと言えば納得する  
と思うのですが、こういうところが最初申  
し上げたとおり厚生省とか県とかは自分の  
自己判断でものを言いますのです。なぜ法  
務省に相談しないのか、法務省に相談すれ  
ばそれがそうだと私の意見と同じになる。  
簡単に言えば抵抗して欲しいということ  
です。うのみにしてそうか、そうかとい  
うことでは非常に困るのです。ということ  
です。

その他お話ししたいことがあります。時  
間の制限がありますので本日はこの程度に  
してもし問題点があるなら、その  
都度日整の方へ上げて下さい。私は日整の  
法制委員会の相談役をしておりますので、  
日整に上げれば法制委員会で十分検討して  
意見書を作って、皆さんの方にお知らせす  
る、その文書で報告を行って処理をする、  
このようにして欲しいと思います。ご静聴  
ありがとうございました。

〔注記〕 以上の記載内容は  
新潟県 新接広報 第30号 (平成12年12月15日発行)  
から抜粋したものです。

桜井英司先生は  
社団法人日本柔道整復師会の顧問弁護士でもあります。

